四五五 四五四 四五四 四五三 四五二 四五二 四五 四五~

設立届が提出された政治団体の名称等の公表 道路の供用開始 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出 生活保護法に基づく介護扶助を担当させる機関の指定 道路の区域変更 家畜伝染病の発生 指定医療機関の廃止の届出 医療扶助のための医療担当機関の指定 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し 目 告 選挙管理委員会告示 示 次 (選挙管理委員会) 四五五 同 (道路維 畜 同 同 同 (健康福祉政策課) 税 務 持 課

課

第 千 八 百 五 + 号

成 + 九 年 六 月 八 日

平

土地改良区役員の退任及び就任 土地改良区の定款の変更認可

同

(恵那農林事務所) 四六三 (揖斐農林事務所) 四六| (西濃農林事務所)

四六

(岐阜農林事務所) 四六一 設政策課)

平成十九年六月八日

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建 (用

四六〇 四六〇

課

土地改良区役員の退任及び就任

基本測量の実施

公

示

個人演説会等を開催することができる施設の指定等

同 同 同 同 同 同

四五九 四五九 四五九 四五八 四五七 四五六

資金管理団体の異動事項の公表

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表 解散届が提出された政治団体の名称等の公表 政治団体の異動事項の公表

毎週

岐 阜

県

公 報

(金曜日) 発行

0

0

世 ・	町平成十九年六月八日	居宅介護事業者等の名称	医療法人社	8 5 1 医療法人社団ライフプロモ 日 ト
	(昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十二条の規定により告示する。ための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、医療扶助	 	本巣市仏生寺二四 五 社本巣市仏生寺二四 五 社 本巣市仏生寺二四 五 社 本巣市仏生寺二四 五 社 中県知事 たる事務所の所在地 は阜県知事 といる は 中原 の まま いっこう は いっこう いっこう は いっこう は いっこう は いっこう は いっこう は いっこう は いっこう いっこう は いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう	一号)第十二条の規定により 一号)第十二条の規定により を を 事務所の所在地 を 事務所の所在地 を 事業者等の主 本巣市仏生寺二四 五 本巣市仏生寺二四 五
第二百二十六号)第七百条 第二百二十六号)第七百条 一丁目一番地 一丁目一番地 一丁目一番地	3告示する。 ので、生活保護条の規定により	を	が 古田 田野 一世 ので、生活保護ので、生活保護の種類 なり おり 田 が おり 日 いん おり おり おり おり おり おり おり おり おり かり こう いっぱい いっぱい はい	ションー いた いた いた いた いた いた により いた により いた により により により により
本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語	法施行規則の、医療扶助の	法施行 第 規則 の	現 部 ク リ ニ ッ ク が に を療扶助の 岐阜県 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	福 部 ク ク り で に に に に に に に に に に に に に
本記 1 日	た ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	条の二第一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ー 外	ー ッ 条 護
年の規定により	(の) になっている機関 (の) になっている (の) という (の) にはらいう (の) という (の) (の) (の) という (の) (の) (の) という (の) にいう (の) (の) (の) にいう (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の	平成十九年六月八日の二第一項の規定により告示する。連扶助を担当させる機関として次に活保護法(昭和二十五年法律第二年法律第二十六号	本巣市仏生寺二四 五	本巣市仏生寺二四本巣市仏生寺二四本巣市仏生寺二四本巣市仏生寺二四本巣市仏生寺二四
年四の規定により	八号では、一大号では、一大号では、一大号では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、一大学では、	より告示する機関として海で	マニュ で	寺二四 第 第 第 第 第 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 7 7 7 7 7 7
年四月度により	20 居宅介装	の。 の居宅介達 での居宅介達	る。 次の居宅介護事 ボの居宅介護事	る。 の。 のの のの のの のの のの のの のの に のの に のの に のの に のの に に のの に に のの に のの に のの に のの のの
甲四・月日 第二日 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1日	浸入には、見入見いによりによたら。 護扶助を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十7年活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、 早県告示第四百二十六号	岐阜県知事 古 田徳阜県知事 古 田	で	で 第五十四条の二第一 年 月 日 日 ・ 一 ・ 四・ 一 ・ 四・ 一
名 名 名			四で、同法第五十五円項の規定により、	

(453	3) 平成	19 年	6月8	日	dis	支 阜	県 2	公 報			第	185	1号
居宅介護事業者等の名称	る同法第五十条の二の規定により、生活保護法(昭和二十五年法律領	岐阜県告示第四百二十七号		ピノキオ商事株式会社	− ト 医療法人社団ライフプロモ	- ト医療法人社団ライフプロモ	ート 医療法人社団ライフプロモ	- ト医療法人社団ライフプロモ	- ト医療法人社団ライフプロモ	- ト医療法人社団ライフプロモ	− ト 医療法人社団ライフプロモ	- ト 医療法人社団ライフプロモ	ート 医療法人社団ライフプロモ
たる事務所の所在地居宅介護事業者等の主	条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨届(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す			五	本巣市仏生寺二四 五	本巣市仏生寺二四 五	本巣市仏生寺二四 五	本巣市仏生寺二四 五	本巣市仏生寺二四 五	本巢市仏生寺二四 五	本巣市仏生寺二四 五	本巣市仏生寺二四 五	本巣市仏生寺二四 五
の 種類 ス	から当該介護機!			管居 理宅 指療 導養	支居 援宅 事業護	シ ビ 通介 ョリ所護 ンテリ予 I八防	シ ビ通 ョリ所 ンテリ ーハ	設型介 医療療 施養	療短介 養期護 介入予 護所防	管居介 理宅護 指療予 導養防	シ ビ 訪介 ョリ問護 ンテリ予 I八防	訪介 問護 看予 護防	療短 養期 介入 護所
称指定居宅介護事業所等の名	関を廃止した旨届			ピノキオ薬局関	ライフ居宅介護支援事業	ターライフリハビリケアー セン	ター ライフリハピリケアー	堀部クリニッ	堀部クリニッ	堀部クリニッ	堀部クリニッ	堀部クリニッ	堀部クリニッ
の名	:	平 成 十	出があった	店	事業	セン	セン	þ	þ	þ	þ	7	þ
の所在地指定居宅介護事業所等		-九年六月八日	ので	木一七六番地関市大字東本郷字名無	本巣市仏生寺二四 五	本巣市仏生寺二四 五	本巢市仏生寺二四 五	本巢市仏生寺二四 五	本巢市仏生寺二四 五	本巣市仏生寺二四 五	本巣市仏生寺二四 五	本巣市仏生寺二四 五	本巣市仏生寺二四 五
廃止年月日	岐阜県知事 古田		同法第五十五条の二第二項の規定により告示する。	平成一九・ 四・ 三	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	肇												

第1	8 5 1号				岐	阜		県	公	嵙	B	平原	戊 19 年 6 月	∃8日	(454)
四	Ξ	=	_		第	_	岐			۲	堀	堀	堀	堀	堀	堀
関 発 市 生	患患牛	家月	病名	平		新	岐阜県告示第四百二十八号			ノキ	部	部	部	部	部	部
関 党 生場所	患畜 一頭 は	家畜の種類ヨーネ病	1	平成十九年六月八日	第第	公梁	豆瓜			キオ商事株式会社	ク	ク	ク	ク	ク	ク
Р/Т	頭 は 疑	性 协 類		华	項	1円 の 型	売			事	IJ	IJ	IJ	IJ	IJ	IJ
	退			万	規規	発生が	旦			株式	=	=	=	=	=	=
	畜の			台	定に	かあ	十八			会	ッ	ツ	ツ	ッ	ツ	ツ
	分及				より生	家畜伝染病の発生があったので、	号			社	ク	ク	ク	ク	ク	ク
	患畜一頭患畜の区分及びその頭数患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数牛			岐島	第十三条第四項の規定により告示する。	3で、家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号)			3	岐阜市向加野二 一	本巣市仏生寺二四	本巢市仏生寺二四	本巣市仏生寺二四	本巢市仏生寺二四	本巣市仏生寺二四	本巣市仏生寺二四
				岐阜県知事		法 (m				六	五	五	五	五	五	五
				古田		昭和二十六年法			管理材理	管居 里宅 旨療 事養	設型介 医療療施養	療短 養期 介入 護所	シ ビ通 ョリ所 ンテリ ー 八	管居 理宅 指療 導養	シビ訪 ョリ問 ンテリ ー 八	訪問看護
						冶 律 第				ピ	堀	堀	堀	堀	堀	堀
						百六				<u>ا</u>	部	部	部	部	部	部
				肇		十六				キ オ	ク	ク	ク	ク	ク	ク
						号				薬	IJ	IJ	IJ	IJ	IJ	IJ
								—		局	=	=	=	=	=	=
	類の道			及びなの	く道	岐阜		五		関	ッ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ
	類の道 種路		平成十	及び岐阜県	· 路 ·	岐阜県告示		平成十九年		店	ク	ク	ク	ク	ク	ク
	路 線 名		-九年六月八日			小第四百二十九号	1	-九年五月二十八日	オー 七 プ	ドーニド番地関市大字東本郷字名無	本巣市仏生寺二四	本巣市仏生寺二四	本巣市仏生寺二四	本巣市仏生寺二四	本巣市仏生寺二四	本巣市仏生寺二四
古	X		日	務はて	手法	九号		大	Þ	地本郷	寺	寺	寺	寺	寺	寺
金				にお成す	律第	-		日		字名						
 大				い十を	立					無	五	五	五	五	五	五
下呂市金山町大字戸部字	間	dic±		下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。の関係図面は、平成十九年六月八日から二週四2更したので告示する。	-号)第十八					平成一九・	同	同	同	同	同	平成一九・
前 A	別前変区 後更域	岐阜県知事		供すること	ハ条第					· 四						四
李	ル (メート ト 幅	知事古		る。 週間岐阜県	一項の規定					=						-
11 11 0• 0	ル _{(メート} ト長	田		. 県土整備部	により、道		I									
係BA 図は及 面関び	備考	肇		道路維	路の区											
MIXIO	3			 課	域を											

藤

久

子

* ハ

元**平** 一**成** =

浅野ゆうじを育て る会

会計責任者

₽

*

亦

未

井野勝巳後援会

会計責任者

郷

*

郦

ψ

自由民主党岐阜県 岐阜市第五支部 自由民主党高根村 支部

主たる事務 所の所在地

岐阜市長良校文町17 101

会計責任者

#

田

뻼

₩ 宍

のろ和久後援会	墠	100	性	父	零	10	牿	¥	可児市下恵土5792	
古田東一101	마	Ħ	展	I	마	田	二六一	1	安八都輪之内町四郷293 3	
水口武彦と未来を語る会	겆		財	櫛	闰	凝	⅓	無	高山市神明町1 50	
みずなみ未来研究会	#	獭	平	斖	#	獭	₽	绺	瑞浪市寺河戸町1238 2	
森島光明後援会	楪		Ħ	Ж	緤		75	部	安八郡輪之內町下大樽新田堤塘無番地	
山田よしひろ後援会	E	Ħ	Dial	75	E	Ħ	咖	75	可児市長坂8 11	

岐阜県選挙管理委員会告示第五十八号

団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項 異動事項を次のとおり告示する。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第七条第一項

平成十九年六月八日

岐

自由民主党惠那市 支部

东

表

抛

쏫

即

Ħ

偰

政治団体の名称

黚

頄

뽣

自由民主党加子母 支部

东

表

妣

#

町

偰

品

クカ

称

自由民主党加子母支部

岐阜県選挙管理委員 委員長 遠

	宋里安	真鍋喜八ფ	新井信次	岐阜市長良3 2	憲二二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	自由民主党加子母村支部	加藤和徳	亩	遠藤久子	 理委員会		第一項の規定により、その	ぶ第一項の規定により、政治	
-	税理士	缆似 K	国生会	幸福舎10分の	√ 4k k	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	一	1	一	温	岐阜		I	% #
		まさひこ後援		都市たじみを会	この 同心 仮 抜	よち 番台 後 南	桐山勝巳を励ます		桐山勝巳を育てる		市商店街政治	尾関洋治後援会	大堀としのぶ後援 余	今井誠後援会
	代表者	允答	代表者	生たる事務所の所在地	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	允答	主たる事務 所の所在地	主たる事務 所の所在地
	٠ =	鈴木まさひこ後援会	田口口	多治見市脇 37 5	中縣	造	世份		滅辺	辩 #	파	尾関洋治後援会	中津川市千旦林 1709 75	中津川中津川3465
	幣	じ後援会	達明	職之鳥町 4	\ <u>\</u>	培	高	返川	<u>₩</u>	粉光	半	游	旦林1709	JII3465 1
	qл 111	終金でである。	伊藤	多治見市白山町	熘	111	個統	a E	中级	파	大麻	尾関洋治を	中津川市千旦林 1709 50	中津川市中津川3460
	I H)こを育てる	Ħ	当山町1 60	哲	追川	 	出 跨 口	制	洋	滋	育てる会	戶旦林 1709	津川3460
П	1 '''	•	411		141	1	~	"-	1 '					

平成19年 4月27日 平成19年 5月10日 平成19年 5月10日 平成19年 5月10日

往 书

解年 田 數 日

政党又は政党の支部の場合その旨の表示

当談政党の支部を支部とする 対 党 の 名 名 巻

一以上の市町村の区域等を単位として設 対等を単位として設 けられる対部の表示

平成18年 12月31日

政党の支部

自由民主党本部

一以上市町村区域等

\neg	孝男後援会	出たる事務	美濃加茂市太田町1797	計入田	叮 1797	· w w	美濃加茂市太田町1946	器	蜀 19.	46	\dashv	\dashv	<u>;</u>
	- 	_	រៃ - ,	1		_				Í		11	
	高山金子会	冷 费	# 7	ゴ 鉄		未孫		E		獙		WI	安田た
-		代表者	国分	学				 	畑	#		u. zx	極計 三 祖 元
	丹羽英治後援会	会計責任者	电器	温		囲	- 2	4	쐒	Ш		# -	対の記載
		主たる事務 所の所在地	土岐市肥田浅野元町 1 32	田湖野	<u>궼</u>	∞H	土岐市肥田浅野元町1 8	開用	379	_		*## 3	海辺猛
	野村美穂後援会	主たる事務 所の所在地	大垣市新町	新町 2	95	→⊁	大垣市新田町 5 1	新田町		35			
	はじめの一歩の会	会計責任者	<u>⊠</u>	金		份答		河		斖			
	堀口賢一を励ます 会	会計責任者	苗	<u>п</u>	概	苗			Ħ	蛊		岐 阜	岐阜県選挙
тіх	松野幸信後援会	主たる事務 所の所在地	瑞穂市牛牧878	牛牧 878	ω	に批	瑞穂市別府607 ビル1階	地位6		盖		台 団 政	政治資金
	丸山ハジム後援会	会計責任者	叫	田羅		平無	\\\\\	701	偰	童		示する。	示する。
<u> </u>	水野正敏後援会	主たる事務 所の所在地	恵那市長島町正家 1 25	東島町山	₩ 	溥 245	惠那市長島町中野神田 245 1		五型	田			平成十
	中丰高祥多南个	代表者	回	也要	I	音	- 注	4	竔	#			
	四心蒙心及彼女	主たる事務 所の所在地	土岐市下石町68	下石町6	8 1	—— H	土岐市下石町147	石山	147	17			
											_		
<u> </u>	安治四	O 公 答	७ के	表氏	推 位	会の単	實氏任	岩 名	# 1	たる!	事務	所の	の所在
- 73	自由民主党岐阜県本巣郡第二	以集都第二支部	Ш	骙 	类	回票	曲	织	本巣	本巣郡北方町平成	画书)	成 7	53
	岩滝小林幸男後援会	и	加爾	無	省	領家		簑	岐阜:	岐阜市岩滝西	西3	187	,
	加藤一夫後援会川島支部	易支部	野日	田	功量	野田	#	态	各務)	各務原市川島渡町 191	島渡	町191	
0, ,	加藤一夫後援会岐南支部	野女部	洲	接	#	松原	Ħ	#	出	羽島郡岐南町上印食	当上	印食4	4 8
('	加藤一夫後援会柳津支部	改設	# =	帰る	3	파	平平	辭	岐阜:	岐阜市柳津町高桑 4	画画	森	229
Г								L					

渡辺猛之後援会	渡辺かざん後援会	横山よしみち山県市後援会	安田たかし後援会	三輪ひさ子後援会	
主所たの	7	主所たの	世代の	か 単	
:る事務 所在地	表	の事務所在地	:る事務 所在地	計責任者	
날	鱼	巨遍		4	
成別的遊	Ħ	市西深	市上中	#	
旧辺町比久見63	Ħ	·市西深瀬2506	羽島市上中町長間	쑴	
63	赿	_	1560	無	
6 法	Ж	后	影響	ĭĭ	
1茂郡川辺	墠	山 県市洞田 523	羽島市上中町-	쿈	
辺町比久見64	撬	523	鳳	淌	
見64	墨		1559	翀	

示選挙管理委員会告示第五十九号

||解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告旧資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政

-成十九年六月八日

委員長 遠 藤岐阜県選挙管理委員会

久 子 第1851号

岐 阜 県 公 報

平成19年6月8日

(458)

等 金を 管	岐 政 皇		_	N.I	-> +		7	بد)- +-)- +-	Term.	د،	T.	Tuur			. ند	Oli
等を次のとおり告示する。 金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定により、岐阜県選挙管理委員会告示第六十号		山腰武彦後援会	本巣郡嘉友会連合会	村橋安治後援会	穂積町嘉友会	広瀬正雄後援会	林春雄清眺台後援会	塚本保夫を叱り励ます会	塚本保夫後援会	曽我よしたかを育てる会	ソーシャルキャピタル開発研究会	白鳥町の21世紀をめざす会	島地区林春雄後援会	「佐々たけし」後援会	小木曽ひさとし後援会	北方町嘉友会	ききょうの会
同法	第百		坤	ī	ਜ	怸	立	怸	娫	和		無	4#	服	⅓	小木曽	玜	#
寿 十 九				喪	埋	墹	灎		₩	H	烘	□ >	H	巺	♪		理	温
条の	号			一类	奉 ・	財理		タニ	架	全 弘	裁求	H	파	寙	面出	尚寿	芳 彦	育夫
二第	第十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		部	<u>*</u> □	TH		<u>=</u>		凝	極	라	憲	Σ N	松		郷		#
項の	八 条 第		H	喪	墠	溢	ien	#	 	 	 ≱	1>>	园	H	胁	H	骋	— 遍
規定	型 項		I	啪	绺	編		游	Ω¥r	애	展	海	겥	本	串	₩	曲	>
によい	の規		珊	괧	##	辭	畄	迷	ት የተ	ት ት	I	4	与三禽	>	38	I	织	継
り、その名称	正により、資		高山市大門町35	本巣郡北方町平成 7	山県市掛208	瑞穂市穂積2032	瑞穂市別府1147	岐阜市日野北5	土岐市駄知町1115	土岐市泉町久尻 9	中津川市蛭川5262	美濃加茂市中富町1	郡上市白鳥町中西11	岐阜市島田1	養老郡養老町高田300	中津川市千旦林766	本巣郡北方町平成7	多治見市脇之島,
₩ ;;;;				或7				7	15 2	9 6	32 29		四二二	7 2	3 00	766	或 7	4 37
届出をした者の氏名		平成十九年六月八日		53				∞	2	5	9	5 18		2		7	53	5
公職の種類		六月八日	平成19年 4月27日	平成18年 12 月 31日	平成19年 4月30日	平成18年 8月23日	平成18年 3月31日	平成19年 5月1日	平成19年 4月27日	平成19年 4月27日	平成19年 4月29日	平成18年 12 月 31日	平成18年 12 月 31日	平成19年 5月7日	平成19年 5月1日	平成19年 4月30日	平成18年 12 月 31日	平成19年 5月10日
資金管理団体の 名 称																		
主たる事務所の 所 在 地	岐阜県選挙管理委員会																	
代氏表	久																	
者の名	子																	

井澤 康樹 瑞浪市長 みずなみ未来研究 会 瑞浪市寺河戸町 1238 2 井澤 康樹 1238 2 野呂 和久 可児市議会議員 のろ和久後援会 可児市下恵土57 92 野呂 和久 山田 喜弘 可児市議会議員 山田よしひろ後援 会 可児市長坂8 山田 喜弘	_	um	м
瑞浪市長みずなみ未来研究 会瑞浪市寺河戸町 1238 92井澤可児市議会議員 可児市議会議員 会のろ和久後援会 92可児市下恵土57 92野呂可児市議会議員 台 11山田よしひろ後援 11可児市長坂 8 11山田	田田田	野呂	井澤
会議員 のろ和久後援会 可児市下恵士57 野呂 会議員 会	[]	和久	硬樹
#規市寺河戸町 井澤 1238 2 可児市下恵土57 野呂 92 可児市長坂8 山田	可児市議会議員	可児市議会議員	瑞浪市長
田田田猫	山田よしひろ後援 会	のろ和久後援会	みずなみ未来研究 会
	可児市長坂 8 11	可児市下惠土 57 92	瑞浪市寺河戸町 1238 2
恵 村 久 喜 弘	田田田	野呂	井澤
	沙量	和久	康樹

岐阜県選挙管理委員会告示第六十一号

の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二 第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項第一号又は第二号

平成十九年六月八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 久 子

中道	政格	熊谷	開着出の
育夫	保夫	正慶	をした) 氏名
多治見市議会議 員	土岐市長	衆議院議員	公職の種類
ききょうの会	塚本保夫を叱り励 ます会	ソーシャルキャピ タル開発研究会	資金管理団体の 名 称
多治見市脇之島 4 37 5	土岐市駄知町11 15 2	美濃加茂市中富 町 1 5 18	主たる事務所の 所 在 地
中道	極	熊谷	代氏表
育夫	保夫	正	者 の名

岐

岐阜県選挙管理委員会告示第六十二号

により、その異動事項を次のとおり告示する。 り、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項第三号の規定によ

平成十九年六月八日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 遠 久

子

松田		今#	国出を者の日
孝皿			し、氏た名名
安田たかし後 援会		今井誠後援会	資金管理団の の 名。
後主用所	出座	会出席	存後異
Eたる事務 所の所在地	Eたる事務 所の所在地	Eたる事務 所の所在地	皇動事項
羽島市上中町長間 1560	中津川市中津川34 65 1	中津川市中津川34 60 1	攤
羽鳥市上中町 1559	中津川市中津川34 60 1	中津川市中津川34 65 1	亩

岐阜県選挙管理委員会告示第六十三号

次のとおり報告があったのでその旨告示する。 演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定等について、 **公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定による個人**

平成十九年六月八日

岐阜県選挙管理委員会 委員長

遠

藤

久

子

指定した施設

500 人	番地	郡上市白鳥町白鳥54番地	帮上市	地域福	19-	を持ている。	白鳥社会福祉センター地域福 祉ホール	二年 元	费 上 라
200 人	Ф	中津川市栄町1番1	中津川	` '	レプラ	にぎわいプラザ ニティホール)	ᄪᆖ	中津	中津川市
収容人員	书	闬	严	答	加	9	他	福	市町村名

2 名称等を変更した施設

L		
	10 E) 19 E	바 루 각 상
	施	附
	製	畑
	9	箛
	クカエ	9
	答	彻
	収	答
	収容人員	4#
	施	紛
	ভ	⊁⊞
	9	書
	仂	9
	袮	1/0
	収容、	答
	容人員	鄉

					作業地域	四	1	
				十九年十一月三十日まで	同十九年		第 1	
				平成十九年六月十四日から	平成十九年		8 5	
					作業期間	Ξ	5 1 1	
				(精密地形調査)	基本測量		号	
					作業種類	=		
				国土交通省国土地理院	国土交通省			
					作業機関	_		
	肇	岐阜県知事古田	岫					
				六月八日	平成十九年六月八日			
		旨の通知があった。	を実施する	国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。	土地理院長か	国	岐	
省	国土交通省	測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第一項の規定により、	八号)第十	二十四年法律第百八十	測量法 (昭和	Start	Ę	
				の実施	基本測量の実施		Ē.	
						I	県	
			示	公			美 公	
							\	
							報	
		郡上市白鳥町白鳥38番地1		郡上市役所白鳥庁舎大会議室 	. Mile			
		郡上市大和町徳永585番地		郡上市役所大和庁舎防災研修 室	跨 나 나		平成1	
	岩	所在	答	施設の名	市町村名		9 年 6	
ı				指定を取り消した施設	指定を取じ	ω	月8日	
			80				(4	
	328	ボール	³²⁸ ≻ 93 ≻	大ポープ			160)	
	-		-	たかす町民センター	费上市 :			

町、養老郡養老町、不破郡垂井町、安八郡輪之内町、安八郡安八町岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、瑞穂市、海津市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

平成十九年六月八日

芦	
商号又は	
代表者の	
主たる営業所	
許可番号	
取り肖した工事業	

岐阜県知事古

田

土木一式、とび・	五三四六 一	五町三丁目一郡上市八幡町	役 坂東	株式会社	年三月三	
施設工事業施設工事業	〇 一 五 九 一	段見八一番地岐阜市長良志	林重男	長良林組	十年 平 成十 日 二 九	
事業	四般十四六八	四 三宅三 二六 二六	隆 役 表 取 締	プハヤシ アクティ	十七日 平成十九	
建築一式工事業	80一八九	の一 合六二八番地 地東町河	稲垣幸彦	ムア本	六年 平成十 月 十 九	
塗装工事業	〇一般 一三二 二	五九岐皇市南鶉六	森茂	建築塗装	三年 平成 日 月 九	
クリート工事業とび・土工・コン	般十八 二	四四年二五〇九年十二五〇九十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	和伊博地知	業 伊 地知産	日 年 平成 十九	
建築一式工事業	〇一五六一	八五番地一〇	孝哉 代表取 中内 紹	山内緑化	十年 平 八日 二 九	
 取り消した工事業	許可番号	主たる営業所	氏代 名表 の	名商 称号 は	日取 消 年 月	

阜県公報	平成19年6月8日
------	-----------

五三一番地	同	雄	文	島	Ξij	同			田肇	岐阜県知事古	岐阜				(
三二三番地	同	美	厚	塚	島	同							平成十九年六月八日	平成十九	461
三六三番地三	同	隆		部	島	同							する。	定により公示する。)
三五一番地八	同	美	清	島	Ξvi	同			同条第十七項	出があったの	とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、	が退任及び	艮区の役員	とおり土地改	平月
二五五番地	同	雄	忠	崎	嶋	同	- 	改定	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の	十八条第十六	百九十五号)第	四年法律第	(昭和二十	土地改良法	戏 19
7 一九九番地一	岐阜市古市場	司	節	島	郵	理事	·平 ·成 ·	市岐 場阜 上市 也古			任	土地改良区役員の退任及び就任	艮区役員の	土地改	年6
Á	Ē	1		_	E	行	年月日	改良区名							月 8
fi	È	3		-			就任	土地	卜工事業					十五日	日
							役員	就任した役員	土工・コンクリー	00四七0	丁目七一番地		後藤土建	年四月二	
二六一番地三	同	市	_	塚	大	同			土木一式及びとび・	般十五	岐阜市芥見一	後藤丈一	有限会社	平成十九	
三九七番地	一同	· 源 一 i 郎				監事				-		光化人材	林 5 4	十五日	dig
三三〇番地	同	見	勝	部	宮	同			管工事業	四丘三〇 一 一 一	丁目十五番也岐阜市京町三	投 長取締	株式会社	平成十九	<u></u>
四一〇番地	同	男	照	部	宮	同								士五日	阜
三〇七番地一	同	樹	嘉	島	ĒĶ.	同				三六二九	七番地の二九	高す住ま		年四月二	ļ
二五九番地一	同	明		- ال	小	同			では、「「「「「「」」」という。	比	支旱市同じ二	高 井 俊 夫	高井電役	平 龙 十	Į
三四九番地	一同	治	¥	塚	島	同				八八四四	=			十五日	公
三五四番地一	同	_	德	塚	大	同			重築一た工事業	般十七	多治見市錦町	鈴木脩市	鈴木住建	平成十九	‡
五三一番地	同	雄	文	島	皷	同				-	地の三	フユ子で	店頭	十五日	设
三二三番地	同	美	厚	塚	島	同			造園工事業	の八二九 一	打一二三八番 多治見市大 <u>薮</u>	公	有限会社	平成十九	
三六三番地三	同	隆		部	島	同	·平 成 声		ト及び舗装工事業		番地の四			士五日	
五一〇番地三	同	力		島	歐	同	〒平 → 成 → →		土木一式、とび・	七八九 四	町三丁目四六多治見市山吹	玉山菅夫	店 玉山工務	年四月二 一九	
三五一番地八	同	美	清	島	皷	同					四			九日	
二五五番地	同	雄	忠	崎	嶋	同	- 7 = 10	改市 良場 区土	玄梁一	六一八〇 一八〇 一	是重一二〇 飛騨市古川町	長瀬	長瀬建築	年四月十	第
7 一九九番地一	岐阜市古市場	司	節	島	郵	理事	平成	岐阜市古						Ż E	1 8
所	住	名			氏	役名	年退 月 日任	改土 良 区 名地	室梁一	七〇四四	加治田八二七加茂郡富加町	土屋實夫	材加治田製	年 平 日 四 成 月 九	3 5 1 둑
							役員	退任した役員	ト及び塗装工事業		七番地の八	均		十日	3

匀	售18	8 5	1号							岐	阜	1	県	Z	* ‡	長		3	平成1	9 年(6月8	8日	(462)
±		,	平	地改良	土地				中	±			平	地改良	土	_									
111.			平成十九年六月八日	区の定款	良法	工地改良			須	I II.			平成十九年六月八日	区の定款	以工法法法	<u>.</u> !									
地			六月八	の変更	(昭 和 二	区の定	ı		Ш	地			· 六 月 八	の変更	留めた										
改			日	地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、	土地改良区の定款の変更認可			±	改			日	地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。	土地攻良法(昭和二十四年去津第百九十五号)第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更認可	5	同	監事	同	同	同	同	同	同	同
良				したので	法律 律 第 古	史認可			地	良				したので	女皇 第一天認可		大	宮	國	宮	宮	國	小	島	大
				同	兄 士				改					同	元 士		塚	部源	島保	部勝	部照	島嘉	Ш	塚賢	塚德
X		岐		条第三	与				良	X		岐		条: 第三	<u> </u>		市	郎	夫	見	男	樹	明	治	_
名		岐阜県知事		項の担	第三十				X	名		岐阜県知事		項の担	第 三 十		同	同	同	同	同	同	同	同	同
		_		定に	- 条 第							-		定に	- 条 第										
認可		古		より公	項の				平成一九	認可		古		より公	頂 の										
年		田		示する	規 定 に				九	年		田		示する	現 定 こ										
月				•	より、				五 二 九	月				0	Į,		六	=	五	≣	四	를	五五	盖	三五四番地
日		肇			次 の 土				九	日		肇		;	欠 の 土		二六一番地三	三九七番地	五六〇番地	三三〇番地	四一〇番地	三〇七番地	二五九番地	三四九番地	番地
				,	<u> </u>												<u>=</u>	<u>п</u>			<u>п</u>	_	_	吧	_
													<u>文</u> t i	土揖 地西 改用 良水	改土 良 区 名地	退任した		.3 J:	平成	定により公とおり出り	11分)上地:	: : : 共	=		揖
														元 平 • 成		た役員		7	平成十九手六司八日		也 良法 (二	地	\ Z		斐川
													5	左 七	月 日任			j	され	දි ව ජූ	といれている。		<u> </u>		以
同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役名			ı	Ⅎ	示する。	女良どりせずが見任及が优任 シビ針の届出があっ こりで、 司を停上ご買り見法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、次の	改良区役員の退任及で就任			東用
若	Ш	伊	和	若	今	大	五十川	増	杉	林	林	石	原	渡	氏					7	をはずまれている。	のこ	ř		水
Щ	瀬	藤	田	園	津	倉		田	岡	*	¥	田	_	邉						京 任 し	丘りたり	1±			土地
光	郁夫	定男	九美雄	雄	昭三	昭市	數雄	金 一	淳 —	育夫	美知男	三比朗	男	信行	名			岐		to large	五号)				改
	同		同	同	同	同	同	同	同		同	同	同		住			岐阜県知事		見り	第十二				良
郡神		芝郡 池								郡神				芝郡 池						<i>t</i>	ハ系の第				<u>×</u>
戸町大	池	揖斐郡池田町杉野								安八郡神戸町大字横井	白	六	下	揖斐郡池田町上田				古		ti O	と一六で項				平 成 九
字下宣	池野		落合	新层	神戸	安次	囲	末空	北	字横址	白鳥	之井二	東野二	田				田		[E	、の規定		•		九
七	_			敷五:			五〇五	五	色六		Ξ		四							791	作によれ				六
安八郡神戸町大字下宮一七二一番地	一六一番地	一三三番地の二	九八三番地	新屋敷五八七番地	四三三番地	一五六番地	田二五〇番地の一	末守 五七八番地	北一色六九〇番地	一六七番地	三一番地の一	六之井一〇二四番地の一七	下東野三四二番地の一	六四番地				肇		同务第十七耳の共	リ、次	•			八
地	地	_	地	地	地	地	_	地	地	地	_	七	_	地	所					夫	見の)			

(-	463)	平成19	年6	月8月	=			岐	Ē	₽	県	4	\$	報							第18	5 1 1	릉
	平成十	定により公示する。	とおり土地:	土地																三 社 5 5	上揖 也西 女用 え水	改士 良 区 名地	就任した役員	
	平成十九年六月八日	示する。	改良区の役員 法 (昭和二十	土地改良区役員の退任及び就任	I															- ∃- - -	□ 平 □ 成	年就 月 日日		
	н		気が退任-四年法	退任及	ļ	司	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役 名		同
			技 律 第	ジ 就	1	苦	田	Ш	伊	若	若	竹	児	五十川	増	高	林	或	石	原	渡	氏		若
			就百九九	任	†	公	中	瀬	藤	<u></u>	<u></u>	中	玉	삤	田	岡		枝	田		邉			松
			七吾			E	千	郁	文	好	重	喜	新	數	金	信	育	敏	三比朗	-	信			正
岐阜			日の居 (全)		į t	尌	尋	夫	雄	弘	雄	_	_	雄	_	行	夫	晴	朗	男	行	名		樹
岐阜県知事古			とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、		ļ ļi	司	安八郡神戸町大字神戸二一 七三番地	同	揖斐郡池田町杉野	同	同	同	同	同	同	同	安八郡神戸町大字横井	同	同	同	揖斐郡池田町上田	住		同
田			w		١.	_	大字	池野	7杉野					_			大字	白鳥	六之	下東	上出			14-
			同 規 条 定		木 河	頼	神戸		<u>_</u>	落合	新屋敷	严	丈六道	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	末守	北	横井		0	野品				柳瀬
			子七		3	五八	二七	一六	七番	四九	至八	八三		番	五七	关 五	一六	五七	四番	音番	六			五八
肇			同条第十七項の規規定により、次の		1	卯頼一五八九番池	番番	一六一番地	一四七番地の三	四九八番地	新屋敷五八七番地	神戸 六八二番地の一	丈六道三八九番地	田二五〇番地の一	五七八番地	北一色六五四番地	一六七番地	五七八番地	六之井一〇二四番地の一七	下東野三四二番地の一	六四番地	所		柳瀬一五八九番地
			Ж 07			- B	-6	-6	_	-6	-6		-6		-6	-6					_		 1	- 6
																	Ē	対えな土地	改出 良区 名均	= 京 は が	优壬ノニ殳員	改え 良な 区土 地	改土 良 区 名地	退任した役員
																	= = = /	一平成	年京 月 日任	t ij	2	元 平 亭 戸 □	年退 月 日任	役員
																		理事	役名			理事	役名	
																		曽	氏			林	氏	
																		我						
																		五	,			聰	<i>-</i>	
																		郎	名			_	名	
																		恵那市武並町藤	住			恵那市武並町藤	住	
																		一三五五番地	所			一二三番地の六	所	